

北中城村コンテナ式水耕栽培施設貸付及び管理規則

(目的)

第1条 この規則は北中城村コンテナ式水耕栽培施設（以下「水耕栽培施設」という。）の貸付及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の管理)

第2条 水耕栽培施設の管理は、北中城村（以下「村」という。）が行う。

(貸付の申請)

第3条 水耕栽培施設を貸借しようとする者（以下「賃借人」という。）は、コンテナ式水耕栽培施設貸付許可申請書（別記様式第2号）及び誓約書（別記様式第4号）を村長に提出し、承認を受けなければならない。申請者は、村内在住農家、もしくは村内に住所を有する事業者を優先する。募集期間内に上記応募者がいない場合は、市町村問わず、その限りではない。応募者が複数いる場合は、審査会を開き申請内容、実績を書類審査する。委員長は副村長とする。結果は許可書をもって通知する。審査内容については、公表しない。

(貸付の制限)

第4条 賃借人が次の各号のいずれかに該当するとき、村長は、貸借の承認を取消又は使用の制限若しくは停止することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 使用要領に記載する事項に違反したとき。
- (3) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他、村長が施設の管理及び運営上必要と認めるとき。

2 前項第1号から第4号までの各号のいずれかに該当し、貸借の承認を取消され又は使用の制限、若しくは停止されたために賃借人に損害を生ずることがあっても、村長はこれに対して補償の責任を負わない。

(賃借料)

第5条 水耕栽培施設の賃借料は、村と賃借人との協議の上決定する。

2 賃借料は、貸借の承認を得た翌月から発生し、前項で定めた額の賃借料を納入しなければならない。

3 賃借料のほかに生じた光熱水費等の費用は、賃借人が支払う。

(賃借料の還付)

第6条 すでに納付した賃借料は、これを還付しない。ただし村長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用方法)

第7条 賃借人は、施設の適切な管理及び使用に努めなければならない。

(報告及び調査)

第8条 賃借人は、施設にき損を与え若しくは被害が生じたときは、直ちにその旨を村長

に報告し、その指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。